

項番	質問	回答
1	仕様書 1.3(2)に「避難所一覧」の提供とあるため、避難所一覧データは貴県からご提供いただけるものと理解しております。最寄り避難所のマップ表示機能（仕様書 2.4(2)）で活用するため、ご提供いただける避難所一覧データにはどのような情報（例：避難所名、所在地、緯度・経度、避難所種別、収容区分等）が含まれるのか、ご提供形式（Excel、CSV、GIS データ等）とあわせてご教示ください。	現時点では、避難所名称、住所、緯度・経度等、最寄り避難所のマップ表示機能に必要な基本情報を提供する予定です。提供形式については、Excel 又は CSV 形式を予定しています。 ただし、具体的な提供項目や提供形式については、提供可能なデータの内容を踏まえ、必要に応じて協議の上、調整する場合があります。 受託者には、提供データをそのまま利用するだけでなく、仕様書に記載のとおり、システムへの組み込みに必要な整形、項目整理、変換処理を行った上で、地図上へのマッピング及び最寄り避難所表示に適したデータ構造を構築していただくことを想定しています。
2	仕様書 1.3(2)に「備蓄に関する推奨情報等」の提供、仕様書 2.4(3)に「個別備蓄品の自動算出機能」とあるため、備蓄に関する推奨情報は貴県からご提供いただけるものと理解しております。家族構成に応じた必要備蓄品目・数量を算出する機能の実装にあたり、ご提供いただける備蓄に関する推奨情報には、どのような内容（品目、数量、想定日数等）が含まれるのか、ご教示ください。	提供する情報は、内閣府、農林水産省等の公的資料で示されている家庭内備蓄に関する考え方を踏まえ、最低3日分、推奨1週間分を基本とした備蓄品目および数量を想定しています。 ただし、具体的な品目、数量、計算単位、表示区分等については、県が提供する資料および公的資料の内容を踏まえ、協議の上で調整するものとします。 受託者には、これらの推奨情報を基に、家族構成の入力値に応じて必要備蓄品目及び数量を算出できるよう、品目マスター、計算式、表示ロジック等を整理・構築していただくことを想定しています。
3	被災シナリオに応じた防災アクション（避難行動、家庭内対策等）の生成機能を実装するにあたり、貴県で活用されている防災啓発資料、避難行動指針、防災アプリ掲載内容等の防災ナレッジをご提供いただくことは可能でしょうか。 また、ご提供いただける場合は、ご提供形式（PDF、Word、Excel、CSV 等）についてもご教示ください。	防災アクション生成に活用する防災ナレッジについては、受託者において、内閣府、気象庁、消防庁その他の公的機関が公表している防災啓発資料、避難行動、家庭内対策、備蓄、要配慮者への配慮等に関する情報を確認し、防災アクションの内容、適用条件、表示文言等の整理を行っていただくことを基本とします。 その上で、県が保有し、または公開している防災啓発資料、県ホームページ掲載情報、防災アプリ掲載内容等について、シス

		テム構築上必要と認められる場合には、可能な範囲で提供します。 ただし、提供の可否、提供形式、利用範囲等は資料の保有状況や権利関係等により異なるため、協議の上で調整するものとします。 受託者には、これらの公的資料および必要に応じて県が提供する資料を踏まえ、ユーザーの居住地、家族構成、建物状況、備蓄状況等に応じて、具体的かつ実行可能な助言を提示できるよう、防災アクションナレッジ、判定ロジック、プロンプト、表示ロジック等を設計・構築していただくことを想定しています。
4	仕様書 2.2 では居住地を「町丁目レベルまでドリルダウン可能」としていますが、別紙 1 のハザードデータは 250m メッシュ単位となっています。 居住地選択機能を実装するにあたり、市町村・町丁目の住所リストおよび、住所とハザードデータを対応付けるための情報（緯度経度やメッシュとの対応情報等）は、貴県からご提供いただけますでしょうか。 受託者側で整備する想定の場合は、利用を想定されているデータソース等がございましたら、あわせてご教示ください。	県からは、仕様書に記載のとおり、250m メッシュ単位のハザードデータを提供する予定です。 居住地選択機能に用いる市町村・町丁目リスト、町丁目の代表点または区域情報、およびハザードデータとの対応付けについては、受託者において、公的に利用可能な情報を活用して整備していただくことを想定しています。 利用を想定する主なデータソースとしては、利用を想定する主なデータソースとしては、いずれも国土交通省が提供する「街区レベル位置参照情報」、国土数値情報の「行政区域データ」のほか、e-Stat の統計地理情報システムで提供される「5 次メッシュ（250m メッシュ）境界データ」等が考えられます。 なお、具体的なデータ処理方法については、実現可能性、処理性能、表示の分かりやすさおよび過小評価を避ける観点を踏まえ、協議の上で決定するものとします。